

緊急企画：名古屋市中学生自死事件「再調査報告書」学習会 報告内容

2018年1月5日、名古屋市名東区の中学生（1年生）が「いじめ」によって自死しました。その後、保護者の要望を受け、名古屋市は「名古屋市いじめ問題再調査委員会」を立ち上げ、その調査結果を今年7月30日に調査報告書として公表しました。

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000129720.html> 参照

あいち民研運営委員会は、調査報告書から読み取れる本件事案の本質を考える学習会を緊急オンラインで開催することを決定し、会員メーリングリストをとおして案内を発信しました。

<学習会の日時・報告者>

- ◆日時：8月28日（土） 15：00～16：25
- ◆企画：名古屋市中学生自死事件「再調査報告書」学習会
- ◆報告者 *名古屋市いじめ問題再調査委員会委員（委員長職務代理） 望月彰
*折出健二（所員）
*中村茂喜（所員）
*大橋基博（所長）

報告者から報告内容を寄せてもらいました。以下掲載します。

別刷の最後では、あいち民研の「いじめプロジェクト」への参加を呼びかけました。今後、プロジェクトとして「いじめ自死事件をもう起こさない、あいち民研からの提言」（仮称）作成に取り組みたいと考えています。ご参加をお願いします。

運営委員会より

名古屋市中学生自死事件の再調査報告書が問いかけていること

折出 健二（所員）

1 何を、どういう視点で読み取るのか

今年7月に公表された本件の再調査委員会の報告書（以下、報告書と略記）は、再調査をおこなう事項を以下のように述べています。

「本委員会への諮問事項は、いじめ対策検討会議及び教育委員会が実施した調査結果を検証した上で、以下の事項を調査し、当該調査の結果について報告書を作成し報告することであった。

- 1 当該生徒に何があったのかという事実関係について十分調査を尽くすこと。
- 2 1の調査の結果に基づき、いじめ行為の存否を客観的に評価認定すること。
- 3 2で評価認定した事実について、自死との関係の存否を明らかにすること。
- 4 以上の結果を踏まえ、当該校及び教育委員会の対応を調査し、検証すること。
- 5 同様の事案の発生防止に向けた具体的な再発防止策を提言すること。」

上記のうち「2」「3」の事項は、再調査の目的ともいえる重要なものです。

自死事案あるいは自死未遂事案の第三者委員会経験を踏まえて言えば、「いじめと自死」に関わる調査（または再調査）をしてその報告書をまとめるに当たり、次の重要ポイントがあります。従って、これらが「読む」ポイントにもなります。

1つは、いじめの事実認定をどのような見地に立ち、どのようにするか（しているか）。

2つめに、いじめと自死の関係を、どのような根拠と判断でおこなうか（どのように結論付けているか）。

1つめについては、第三者委員会（あるいは調査委員会）は可能な限りの対象者をもとに聴き取り等の方法によって事実に関する情報を収集し、これを精査して分析し、意味関連のもとに立体的に構成しながら、事件の「事実」を把握していきます。アンケート結果、その自由記述、当該生徒の心理状態をうかがわせる検査類の情報も参考にします。そのうえで、「いじめ」をどうとらえるか、その「いじめ」に当たる事実の認定は時系列的な経過と当該生徒と関わりのある人間関係の全体から慎重に考察していきます。本件の報告書からもその作業経過が読み取れます。

2つめに関しては、「自死」の重さ・複雑さを十分に踏まえつつ、それが「いじめ」とどのように関係しているかを上述の事実認定を何度も考察し直しながら、おこないます。

いわゆる「大津中学生自死事件」の第三者委員会の委員から「自死」の文献で問い合わせがあり、私は国際的な自殺学者、E.S.シュナイドマンの文献を伝えました。「大河内君事件」の調査分析の際に出会った、非常に貴重で重厚な論旨の文献です。

シュナイドマンは、自死（自殺）とは「あるものへ向かい、同時にあるものから遠ざかる（それを停止する）行為」だと述べています。それを実行する情緒的要因は、「圧倒的な孤独感」です（自死問題の詳細は、拙著『他者ありて私は誰かの他者になる』ほっとブックス新栄、をお読みいただければ幸いです）。

以上の2つの重要ポイントを念頭に置いて報告書を読むと、事件の経過がいつそう立体的に、しかも意味関連の構図として見えてきます。

2 いじめの事実認定は、報告書の「いのち」

私は、あいち民研が本事件に関する県民的・市民的自主団体としての見解を表明するとすれば、私たちの「いじめ」認識を、本件報告書を通して再認識する（捉え直す）、再確認する（確かめ直す）、再発信する（県民市民に提起し直す）、といったポジティブな構えが要るのではないかと思います。

(1) 報告書の見地

報告書は次のように述べています。

「(前略) いじめを広く認定するという法の趣旨を受けて、いじめを認定する際、当該行為の

みを取り上げてみると、一般的な見地からは苦痛を感じるものと認定できない場合だったとしても、当該生徒が置かれている立場を考慮し、当該生徒が苦痛を感じていると認定できる場合は、いじめとして認定することとした。

これは、不幸にして当該生徒が自死した事案においては、当該生徒から苦痛の有無について聞き取る事が出来ないところ、事後的な調査において、一般的見地から苦痛を認定すれば、当該生徒の気持ちを無視する結果となりかねず、これは、再発防止に重きをおいた法の趣旨に反すると思われる。そのため、当該生徒の立場にできるだけたって、苦痛を感じるかどうかを認定すべき必要があるといえる。」

この見地から行われた検証と判断・評価は、報告書24～27ページの「いじめの認定」における事実の判断と評価から読み取ることができます。報告書の見地は「いじめ」を「当該生徒の立場にできるだけ立って」とらえるものですが、私はこれを肯定的に評価します。いじめの本質に関わる問題がそこにはあるからです。その考察要旨を以下に述べます。

(2) 従来型いじめ固定観念がまねくいじめ対応の狭さ・遅さ

名古屋市の事案とは別に、私は、現在、北海道旭川市のいじめが疑われる生徒自死事案、奈良県橿原市のいじめ自死訴訟、鹿児島県出水市でのいじめを背景とする転校の事案について、被害生徒家族からの相談、情報の収集、あるいは「意見書」の提出、自分の地元でのいじめ問題に深い関心を寄せる市民からの相談と助言などで何らかの関わりを持っています。その中から見えてきた特徴的ことがあります。

① 教育委員会および管理職者側がいじめの固定観念に覆われていて実際に起きた事態をその内側の本質的な問題から判断することができない、あるいは表層を見て判断する傾向が根強い。すなわち、加害行為の一方性・継続性・集団性・深刻性があるかどうかでいじめを判断する考え方である。その結果、被害を訴える子どもが個々の場面では「心身の苦痛」を感じたかも知れないがその経過観察的な対応に問題があったとはいえない、とする見解を当該の機関あるいは管理職者を取る場合が圧倒的に多い。また、校内の職員会議やいじめ対策会議等でも、その「いじめ認識」をめぐって問い直す議論が起こりにくい現状もあると聞く。つまり、「心身の苦痛」を抱える当事者が求めているケアが、身近な教職員によって差し向けられないままに過ぎている実態がある。

② いじめ防止対策推進法の第2条の「いじめの定義」では、「(前略) 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされている。この「当該行為」を一方性・継続性・集団性・深刻性の有無で見ようとする限り、被害児童生徒が「心身の苦痛を感じている」ことが理解できないことが多い。これは同2条の問題点、修正すべき点である。すなわち、「当該行為を含めて、本人にとって不本意な攻撃・抑圧を受けたことで心身の苦痛を感じているもの」と、下線部の特性を入れるべきなのである。そのことは、従来型の「暴力タイプのいじめ」から、「ハラスメント型いじめ」へと、いじめ事象が変容していることをできるだけつかみ取るように、いじめ認識そのものを組み換えることを意味する。

以上の点から、報告書の「いじめ」認定の視点・分析の仕方は、いま子ども社会で広がるハラスメント型いじめを直視し、その被害にあった生徒の「心身の苦痛」の有無を事実認定の上で判断しようとするものであり、評価できます。

3 いじめと自死の関係は

報告書の結論は、以下の通りです。

「まず、本件いじめが自死に直結したといえるか、本委員会は検討した。

本件いじめは、11月後半から12月前半頃に行われたものと考えられ、自死との間には1か月から2週間程度の期間がある。さらに、本件いじめは、当該生徒を対象とした個別練習中に発生したものであるところ、12月後半には、このような個別練習は行われておらず、合宿中もそのような個別練習は行われる予定がなかった。このことから、本件いじめが自死の直接の原因となったとは認定できなかった。

さらに、当該生徒は、いじめとして認定できる事柄以外にも、多数のストレスに直面していたといえ、これらが重層的に重なり合い、何らかのきっかけで自死に至ったと考えるのが自然であると、本委員会は考えた。

これらのことから、本委員会としては、自死は、本件いじめとの関連性を指摘できるものの、本件いじめのみを直接の契機として発生したとは断定できなかった。」（報告書、28頁。下線は引用者）

そのうえで、報告書は「本委員会としては、部活動における練習に関して、主に精神面で一定の疲労があったことは間違いないが、これが直接の原因になった訳ではなく、上記の通り本件いじめを含む様々なストレスが複合した結果、自死に至ったと考えた」とまとめています（同、33頁）。

この結論部の叙述に関して、2点、私見を述べます。

1つは、上記の下線を引いた末尾の2行は、①自死には本件いじめが関連していた、②いじめが直接の契機とは必ずしも言えないが当該生徒の帰属意識や信頼感を失わせる諸要因が重なっていたと、より明示するような工夫が望ましかったと思います。なぜなら、教育委員会や管理職側は、「自死はいじめによるものではない」と、そこを強調して、本事案に関わる、実際の経緯や学校および教育委員会の対応を正当化する傾向があるからです。

もう1つは、思春期における自死の認識に関してです。部活動行事（ソフトテニスの合宿）がある、その日の朝、集合時刻ごろに、当該生徒が「飛び降り」をしていること。ここをもっと重く見るべきではないかと考えます。遺書など物的な裏付けがないので、再調査委はそこを慎重に判断されたと理解できます。

しかし、です。思春期におけるいじめ被害の心理の複雑さをもっと丁寧に読み解いておくべきでした。合宿前日、自宅でゼッケンを縫いながら合宿が楽しみと当該生徒が話していたとの家族の聴き取りが引いてありますが、思春期の子どもとしては「行きたくない、しんどい」の気持ちを他者に明るく振舞い、打ち消すかのように「楽しみにしている」「待ち遠しい」などと「肯定」する言葉で話すことがあります。それは、前述のシュナイドマンの言う「圧倒的な孤独感」を身近な他者によって少しでも紛らしたい願望の可能性があるということです。

1994年の大河内君事件の検証でも、あれほどのグループいじめを受けながら「学校は楽しい、友達はいいひと」などと養護教諭のアンケート的な問いに応じていました。思春期の子どもがいじめの疑いのあるショック体験によって「心身の苦痛を感じている」ときの、その心理構造を当該生徒の立場に寄り添って感じ取る、共体験することも、いじめによる自死を防ぐ重要なポイントになると考えます。

4 「提言」のポイントに関わって

報告書第4部 提言（82頁以下）では、①これまでの名古屋市で起きた二件の「いじめの疑いがある自死事件」に関する「提言」が全く生かされていないこと、②「なごや子ども応援委員会」については、「名古屋市独自の素晴らしい制度であり、他の都市にはない」と高く評価しつつも、以下のように、本質的な点で疑問を呈し、「見直し」を求めています。

私はこの「見直し」指摘はとても重要だと考えます。特に文中に下線を引いた箇所は、今後の「子ども応援委員会」の活動に対する厳しい注文だといえます。

「(中略) 上記のような相談実績にもかかわらず、いじめに関する相談件数は、

- ・平成28年度の子ども応援委員会のスクールカウンセラー対応42件のうち0件、当該校の非常勤スクールカウンセラー対応38件のうち1件または2件（資料からは1件か2件かは特定できない。）

- ・平成29年度の子ども応援委員会のスクールカウンセラー対応33件および当該校の非常勤スクールカウンセラー対応23件のうち0件・平成30年度の当該校の常勤スクールカウンセラー対応226件のうち、1件と、いじめの相談件数が極端に少なかった。

相談別内容の項目としては、不登校や友人関係、精神的不安、学校不適應などの項目があり、これらに関する相談がいじめと密接に関係している可能性は十分あるにも関わらず、いじめに関する相談として認知されていない可能性が高い。本章第2項で述べたように、『いじめがあるかもしれない』との観点を今一度認識する必要がある。

さらに、上記のように常勤または非常勤のスクールカウンセラー等の専門職が配置され、相談体制が形式的には整っているものの、いじめを始めとする相談にどのように応じ、どのように学校と連携し、そしてどのように解決を図っていくのかの具体的な活動内容が見えてこない。

この素晴らしい制度が、いじめについての子どもの権利擁護に役立っているのか、学校との連携方法など、実効的な組織・運用の在り方につなげるため、検証した上で、制度内容も含めた見直しが必要である。」（報告書、97頁）

名東区いじめ問題「調査報告書」をどう読み、どう活かしていくか

大橋 基博（所長 名古屋造形大学）

今回の報告では、「調査報告書」が事件に関する学校及び教育委員会とりわけ学校の対応をどのように評価・分析しているのかを中心に検討し、今後、報告書をどう活かしていくか、あいち民研としてどのような取り組みを行うかとの議論につなげたい。

1. 報告書の限界

最初に確認しておきたいことは、再調査委員会は当該事件に関わることを調査するのが任務であることである。当該学校の教育の実際(生徒指導、部活動、校務分掌、委員会活動など)は事件との関わりでのみ調査される。それ故、当該学校の教育の全体像は当該学校に関する追加的な情報を入手して再構築する必要がある。これは報告書の「提言」を具体化するための条件を考える場合に必要になる。

2. 報告書の特徴

「調査報告書」の大きな特徴として学校及び教育委員会の対応を厳しく批判していることである。例えば、

「当該校は、転入生については、学級担任だけの対応に任せていたと言わざるをえない。個々の教師の力量や責任に転嫁せずに、学級担任を支える学年全体での体制、学校全体での体制づくりが必要であったが、この体制がなかった。」 p. 53

「当該校のいじめ認知件数等からは、当該校は多くのツールを持っていたが、これを形式的に実施してただけで、いじめがあるかもしれないという視点をもって、これらを活用出来ていなかったと言わざるをえない。」 p. 58

「当該校の生徒指導連絡会等の会議においても、部活動における生徒間のトラブル、いじめ等については、なんら取り上げておらず、いじめ防止対策において、部活動は、全く視野の範囲外におかれていると言わざるを得ない。」 p. 60

このように厳しい指摘を行っている。この指摘に至る事実関係の調査・認定に問題はないと思われる。そして2013年の南区の中学生転落死事件に関する2014年報告書および2015年の西区の中学生の自死事件の「いじめ対策検討会議からの答申」（2016年報告書）で提起された「提言」が活かされているかどうかに関しては「全く生かされていないと評価せざるをえない」と断言している。 p. 89

3. 批判で終わっていいのか

当該校の関係者は報告書による上記の批判に対しては正面切って反論できないであろう（今の状況では関係者は公的には反論、弁明できないだろう）。しかし、ここに大きな問題があるのではないか。

例えば、転入生は当該校では年間20人ほどいるという。全校で30クラスある（2021年度は普通学級28、特支2クラス）現状で、全校で情報を共有することは現実的には困難であろう。授業を担当していなければ情報共有は難しい。

また、いじめに対する視点への指摘に関して、当該校では不登校が1クラス3人から4人程度いるという。さらに発達障害の生徒もいる。目の前の対応に追われて「目に見えないいじめ」への対応がおろそかになったという現実がある。

部活動はソフトテニス部以外も加熱していたという。吹奏楽部にはカリスマ指導者が存在し（2016年度まで、2017年度から当該生徒の担任が顧問に）、他の運動部も保護者がバスをチャーターし宿泊合宿を実施していたという。

報告書で厳しい指摘が行われても、関係者からすれば「でも現場ではそこまでの余裕はないよね…」「ソフトテニス部だけが特別ではないのに…」というのが正直な感想ではないか。さらに報告書をゆっくり読み込む時間すらないという勤務の状況がある。指摘された問題点には同意しつつも実際にはなんともならないという思いを多くの関係者が抱いているのではないか。これこそが同じような事件が繰り返し発生する大きな要因だと思われる。当該学校がマンモス校であること、転入生が多いなどの地域的特性を除いても、このような事件は、愛知県・名古屋市のどの中学校でも起こりうることで今後、同じような事案が発生する可能性が高い。

4. 「提言」を具体化するための条件整備が必要

例外的な事案ではないからこそ、報告書で示された「提言」の具体化が求められる。2014年報告書では、①学校の使命と教師の覚悟②「いじめ防止基本方針」・「学校いじめ防止対策委員会(仮称)」への要望③いじめ防止の取り組み④包括的心の健康教育の推進⑤スクールカウンセラーの多面的な活用⑥地域での学習支援⑦中学校2年生の35人学級編製の早期実現が提言されている。2016年報告書では、①的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導のための体制②いじめや自死の防止に寄与する教育・指導の推進③部活動における指導・運営体制の充実④その他として、教師がより信頼される存在になること、学校全体として経営的視点の再確認が提言されている。

今回も具体的な提言が行われている。しかし、過去の報告書が読まれていない、提言が共有されておらず、実践されていない事実がある。とりわけ、学校、教職員に向けられた提言が具体化、実践されていない現実がある。「提言」を具体化させるための「提言」(具体的な手だて)が必要である。

今回の報告書では、「調査・検証機関の設置」「なごや子ども応援委員会の組織、運用の在り方の見直し」といった行政に対する具体的な提言を行っているが、学校・教職員に対する提言は「呼びかけ」のレベルにとどまっている。学校がいじめ防止を実践しているかどうかを「監視」するだけでは現場は変わらないだろう。この提言を具体化するための提言を検討していくこと、これが今後のあいち民研の課題である。

「部活動の実態報告」を分担して

中村 茂喜 (所員)

この学習会での私の分担は、「当該校での部活動の実態は」どうであったか、収集してある資料より明らかにすることであった。当時なかなか手がかりがなく、事件後あれこれ集めたものを読み解くしかなかった立場であることを断りつつ、役目を引き受けた。

公表された調査報告書には、「1 いじめの認定」として「部活動の練習において、ある部員に対し練習相手を頼んだが、ある部員が手伝わす無視した行為、また、他の複数の部員からも練習を手伝ってもらえないという行為をいじめとして認定した。」とあり、まずもって部活動内のいじめを取り上げている。「本件いじめのみを直接の契機として発生したとは断定できない」としつつも「(略) これらの要因が複合した結果 (略) ストレスが限界にまで蓄積されており、当該生徒が自死に至った可能性が高い。」と自死との関連性を記述している。報告書は、いじめや人間関係のトラブルは転入した学級内や接した級友には触れることなく、もっぱら部活動のことに限定してている。直接的なものの最大要因は部活動であったと結論づけている。

私が報告書を読み終えてから思ったことは、部活動が自死の背景や下地にあろうが、部活練習の際に部活動内の何人かにより無視されたとか、あれこれ一方的な扱いを受けたことによって、それが自死という究極の事態につながるのかという疑問である。部活内のできごとと自死との隔たりがあまりに大きいのである。体験的に言えば、報告書の記述内容なら、女子中学生

同士の間柄ではままたまあること、起こりがちな日常的な摩擦である、というのが中学生を長く見てきた私の感想である。それだけに今回の事件で、2、3のトラブルをあげ、居場所がない状況となって自己肯定感が低下し複合的要因でもって自死に至ったと結論づけられても、何だか釈然としない。

学習会では当該校で部活動がどうであったかを報告したが、既にあいち民研年報誌『あいちの子育てと教育と文化2018』（年報26号）の特集3「教員の働き方を問う一部活動問題と長時間労働」で、権利部会の6名が稿を連ね、私は「空白の3日間一部活動の怪」と題して自死事件と当該校の部活動（合宿を中心に）を報告している。それは事件半年後の時点で文章にしたものである。今回の私の報告はその時の域を出ていない。

とはいえこの機会をいただき、私なりに資料を見返し報告書の読後感を重ね、学習会に参加したこともふまえ、重複するが思ったことを述べてみたい。

まず、あの事故は部活動に参加するための登校中に起きたことかどうかということ。部活動への登校中に起きた事故ならば、学校管理下ということになる。学校管理下ならば日本スポーツ健康センターの給付事案となる。現在は給付金額が若干上がっているが、当時、部活動中ならば最高2800万円、登下校中ならばその半額の定めがあった。実際はそうはならなかった。

当時事件直後より、新聞報道と情報公開請求により入手した乏しい資料をつかって、私の所属する教職員組合は真相究明に取り組んだ。その動機のひとつは、部活動がらみならば、学校管理下ということで健康センターの給付対象となる可能性が残る。遺族に対して、せめてもの弔慰金が出る方向で市教委・学校が申請に動いてもよいのではないかという思いがあった。しかしながら、翌月の2月上旬、直接掛け合ったスポーツ振興課の指導主事は、最初から態度がはっきりしていた。「学校とは関係ない私的クラブの合宿である。校長は何も知らなかった。教員は休暇を取っている」「3日間の合宿は『〇〇テニスクラブ』の主催で生徒や保護者は自発的に申し込んで参加したのである」。当時の私の聞き取りメモにはっきりと答弁が残っている。

報告書からも読み取れることだが、当初から教育委員会と学校は事件と関係ないものとして取り扱おうとしていたことがうかがわれる。引率者（顧問名）より保護者宛の「合宿についてのお知らせ」案内文書にも、「学校の部活動とは関係ないもの」とは記しているが、参加する生徒や保護者が、また他引率教員だって、これは事実上部活動の延長であることは百も承知していたことである。実質、「部活動の一環」であることは明らかである。市教委や校長はわかっているが、最初から「私的クラブ」を振りかざし逃げ切ろうとしていたのではないか。

では、指導主事が言ったソフトテニス部顧問が「〇〇ソフトテニスクラブ」として、学校以外で指導したことがあったか、つっこみをいれてみる。ソフトテニス部顧問の部活動指導記録をみれば明らかである。当時土日祝日に部活動指導4時間以上行えば日額3000円の特殊勤務手当が出た。ソフトテニス部顧問の手当記録簿からは4月～12月の土日祝日71日間学校の部活動指導に充てていることが判る。行事日やテスト前など差し引いたら、ほぼすべての土日祝日が部活動日であった。市教委が「外部クラブ」と称したものの形跡は全くなかった。事件のあった3日間だけぽっかり空いている。事件直後、校長が、部活動の一環として部活動顧問が引率して合宿が行われたものだ判断・申告したのなら、その後の原因究明や解決に向けての展開が違っていったのであろうと思う。

報告書は自死原因の究明について重きを置いているので、当該テニスクラブの部活動のありさまには深くは立ち入っていない。タテの生徒間関係をつくっていった「細かい部活動内ルール」とかの分析はあるが、『年報26号』で触れたとおり、該当校のソフトテニス部の活動実態はそれはそれは尋常ではなかった。顧問の出退校記録や特殊勤務記録簿からも読み取れる。通常日の放課後練習は当然のこととして土日祝日の学校休業日ほとんどが部活動日。学校休業日の活動時間は午前8時～17時と記載してある。生徒にとっては休日が終日の部活動日となっている。何ゆえに？ 試合に勝つためである。

先に取り上げた「合宿についてのお知らせ」文には、「精神的にも肉体的にも一回り大きく」「東海大会以上に進んだ場合」「どんな条件でも自分を忘れない強い精神力を身につける」など、強い言葉が並んでいる。事件直前の当該校の「冬休み中 部活動予定一覧表」に、正月期間6日除くすべてが終日練習となっているのは当該ソフトテニス部のみであった。年中部活漬けがその部のスタイルであった。だからこそ、前年度は名古屋市総合大会優勝であり、事件年度は2位、翌年も2位。まさに市内の部活動強豪校であった。部員も顧問も(保護者も)試合で勝つこと、「勝利至上主義」に染まっていたことは容易に想像できる。

それがどうだところでは言わない。自死せざるをえなかった当該生徒にとって、このソフトテニス部が期待した部活動であったかを問いたい。この強豪ソフトテニス部を囲い込み指導する顧問は、11月になってから入部してきた1年生初心者の該当生徒を眼中に留めていたかどうか、併せて問いたいのである。

部活動ガイドラインが文科省から発せられたのは2018年3月(スポーツ部活動)と12月(文化部活動)であり、名古屋市が「学校部活動基準」を設定して施行したのが同年6月である。報告書でも指摘しているように、名古屋市教委は楽しく充実した部活動として「学校部活動の望ましいあり方」をチラシにして全校教職員・保護者向けに案内してきたのである。部活動の意義や基本的視点を児童生徒が中心になるようにして、豊かな人間性を育む場となることを示している。「よりよい人間関係を構築するために」の項では、「うまくできる子どもは体力や技術が未熟な子どもを指摘することなく、うまくできない子どもが劣等感を抱くことなく活動することができるような部活動の運営が期待されます」とまで述べている。

はたして、当該校のソフトテニス部顧問はこの案内チラシを読んだことがあるだろうか。また、当該校の顧問会では週5日以内、1日2時間以内、土日等学校休業日はできるだけ休むという市で定められた「目安」を共通認識としてきたことであろうか。おそらく、当該校での部活動は、校長は当たらず触らず、顧問任せ・顧問裁量の「治外法権」がまかり通ってきたことであろう。こうした部活動のあり方が今回の自死事件ともつながっているものと考えている。

報告書を読んで印象深いことがある。再調査委員会が「学校対応の問題点」「教育委員会の対応の問題点」として、調査の過程で苦々しく受け止めたことをストレートに記述していることである。あるべき資料がない、資料を散逸している、為すべきことを放棄している、再調査委員会への協力が無い等々。いじめ対策検討会議、当該校長、教育委員会をまでも叱りつけている。名古屋市の学校職場で働いてきた私はさもありなんと思いつつ、このあたりに名古屋市の学校教育に潜む^{しゆくあ}宿痾のようなものの存在を感ずるのである。

名古屋市いじめ問題再調査委員会の答申（概要）

1 いじめの認定（いじめ防止対策推進法第2条の定義に基づく）

平成29年11月後半頃から12月前半頃までの間、部活動の練習において、ある部員に対し練習相手を頼んだが、ある部員が手伝わず無視した行為、また、他の複数の部員からも練習を手伝ってもらえないという行為をいじめとして認定した（「本件いじめ」という。）。

当該生徒は、当時、部活動を始めたとする学校生活全般に不満や不安を感じるなどしており、居場所がない状況であり、自己肯定感が低下しており、上記の行為に苦痛を感じていた。

2 自死との関連性

○自死は本件いじめとの関連性を指摘できるものの、本件いじめのみを直接の契機として発生した（自死に至った）とは断定できない。

○以下の要因がそれぞれ影響しあって、当該生徒のストレスを高め、自己肯定感を低下させていった。当該生徒が学校で居場所がなく、自己肯定感が低下しているにもかかわらず、その不安や不満を相談することが出来ないままであったこと、本件いじめ及び部員間における人間関係が円滑とはいえない多数の事象等の部活動における人間関係要因、平成29年12月24日の部活動の試合でのミスで迷惑をかけたという思い、同試合以後の部活動での練習に関する肉体的・精神的疲労、合宿への不安など。

○これらの要因が複合した結果、事実上部活動行事である合宿の朝（平成30年1月5日）の段階で、ストレスが限界にまで蓄積されており、このような状況で合宿の集合場所に向かおうとすることに耐えられなくなり、当該生徒が自死に至った可能性が高い。

3 自死に至るまでの学校の対応の問題点

○転入生に対する対応の問題点

- ・転入生がどのような生徒であるかについて理解をせず、特別な配慮を行っていない。SCや養護教諭への引き合わせもない。
- ・学級担任は、当該生徒が悩み等を学級担任に打ち明けにくい状況であることを把握しておらず、当該生徒からの悩みや苦悩等の発信を見逃していた。
- ・学校は、学級担任だけの対応に任せており、学級担任を支える体制をとっていなかった。教育委員会は、転入生に対する特別な指導や配慮について、指導していなかった。

○いじめがあるかもしれないという視点の欠如

- ・当該校では、いじめ対策が形骸化しており、いじめ防止に力を入れていたといえる実態がなかった。
- ・当該校は、ハイパーQUなど多くのツールを持っていたが、形式的に実施してただけで、生徒情報においていじめがあるかもしれないという視点を持って活用出来ていなかった。

○部活動における取組

- ・学校休業日における長時間の練習時間や休みがない状況について、なんら指導・監督がなかった。
- ・実質は禁止されている合宿を止めることをせず、容認してきた。
- ・平成29年度「楽しく充実した運動部活動」と大きな乖離がある部活動のルールがあるにも関わらず、指導・監督を怠っていた。
- ・部活動において、いじめと評価できるような複数のトラブル等があったが、いじめがあるかもしれないという視点を全く持たず、いじめの早期発見、早期対応の取組の基本が全くなされていなかった。

4 自死後の学校及び教育委員会の対応の問題点

○教育委員会は、本件を重大事態と認定することを躊躇し、いじめ対策検討会議への諮問が遅れた。

○教育委員会は、重大事態の認定をしないまま調査を行い、生徒らの聴取について録音せずに簡易な聴取しかしておらず、資料も散逸するなど、ずさんな調査を行った。

○当該校は重要資料の提出が遅れたり、提出をしなかったりした。保護者会の開催が遅れた。

○教育委員会及び当該校の遺族に対する対応は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文科省）に沿った対応でなく、一貫性もなかった。

○教育委員会の意思決定過程が不明確であり、責任の所在が不明確である。

5 いじめ対策検討会議の調査等の問題点

○当該生徒に関する調査が不十分であった。運営において中立性・公正性に疑義があった。報告書において、事実認定や、いじめ行為の存否及び自死に至る要因・経緯の認定過程に問題がある。

○本件の調査不足は、委員等の人員不足が原因のひとつとも思われる。

6 提言

○これまでの名古屋市における中学生自死事案に関する検証報告書の提言や名古屋市いじめ防止基本方針が、共有され実践されておらず、全く生かされていない。

○提言等が具体的に実践されているかを調査・検証する機関を設置すること

○いじめが存在することを前提とする学校運営

・いじめ防止対策推進法の趣旨を理解し、いじめを忌避せず、いじめは存在するものであり、これを早期に見つけ、適切に指導、支援していくという姿勢を持つこと等

○生徒がSOSを出しやすい学校

・ハイパーQUなどのツールを活用し、適切な対応につなげること等

・安心して相談できる体制を作ること、特に大規模校には特別な体制の整備が必要であること等

○転入生に対する配慮

・転入生への特別な指導、配慮方針を立て、転入生の状況に応じた対応を行うこと

・転入時の丁寧な面接、SCや養護教諭に個別に引き合わせること

・学級担任は踏み込んだ配慮を行い、学校は学級担任を支える体制を作ること。教育委員会は各学校の状況に応じて、転入生に対する特別な指導や配慮について指導すること

○部活動において、スポーツ庁のガイドライン等に基づいた運営を行い、いじめ防止対策の重点的な取組を行うこと

○なごや子ども応援委員会が、いじめについて子どもの権利擁護に役立っているのか、学校との連携方法など、実効的な組織・運営の在り方につなげるため検証した上で、制度内容等の見直しをすること

○名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を積極的に周知徹底し、学校に積極的に訪問するなどして子どもの悩み相談を掘り起こす等、活用すること

○教育委員会及び学校は、重大事態におけるいじめ防止対策推進法に基づく対応を行うこと

○いじめ対策検討会議は事務局を担う教育委員会の役割を明確にし、中立性・公正性をより一層保持すること、調査の充実と体制を整備すること

○教育委員会は重大事態が発生した場合の対応体制について指揮命令系統を明らかにし、過去の教訓を生かして迅速に行動できるようにすること、教育委員会会議で重大事態についての対応を検証すること

あいち民研【いじめプロジェクト】参加の呼びかけ 新たな提言作成を！

2018年1月、名古屋市名東区の中学1年女子生徒が自死しました。自死の背景にはいじめがあるのではとの保護者の強い訴えから、名古屋市は再調査委員会を設置し、7月30日に「調査報告書」を公表しました。報告書では部活動内でのいじめを認め、学校、教育委員会にたいして具体的な提言を行っています。あいち民研も8月28日に緊急学習会を行いました。その後に行われた所員会議で、この問題についてさらに引き続いて検討していくことが確認されました。

どうして自死事件が相次いで起きるのか、過去の提言は生かされていたのか、これが大きな問題です。

『いじめ自死事件をもう起こさない あいち民研からの提言』(仮称)の作成を！

そこで新たな「提言」を作成するためのプロジェクトを発足させます。

例えば、次のようなことを検討します。

- いじめ認識、子ども社会、学校の変化
- いじめをどうつかみ、対応するか
- 学校のいじめ対策は
- 再調査委員会の提言を具体化するための条件は

具体的な項目はプロジェクトのメンバーの議論で決めていきます。

幅広い市民、教育関係者の心に届くものができればと思います。

当面、Zoomを活用し、議論を進めていきます。

皆さん、是非ご参加ください。

*参加希望の方は、事務局,または大橋mthr.ohs@gmail.com までお知らせください。

*このプロジェクトに関する連絡はメーリングリストで行います。

登録をお願いします。

2021年9月21日発行
『あいち県民教育研究所通信』 第187号 別刷

〒462-0804 名古屋市北区上飯田南町2-18-1 あいち子ども会館気付
あいち県民教育研究所（あいち民研）

編集・発行：あいち民研事務局

【ホームページ】 <http://aichi-minken.sakura.ne.jp/>
【メールアドレス】 office@aichi-minken.sakura.ne.jp
【ファックス】 052-623-2373